

# -中国時事-

知財、経済、社会/政治の今



HARAKENZO 特許業務法人  
WORLD PATENT & TRADEMARK  
INTELLECTUAL PROPERTY LAW FIRM

## 知財

### 中国専利審査基準改修案第2弾 パブコメ募集

先月の専利審査基準改修案第1弾のパブコメ募集に続き、早くも第2弾が公表された。パブコメ募集期間は2020年12月10日まで。

今回の改修案では細部まで幅広く調整されているが、主に、第二部分第九章の「コンピュータプログラム関連発明(AI、畳み込み、ブロックチェーン、演算分析、ビジネス規則など)の特許出願の審査基準」について、仮想審査事例等が大幅に充実化されるとともに、新規の第二部分第十一章として、「漢方薬に関する特許出願に対する規定」が追加されている(全改修内容の約1/3に当たる)。

一方、2021年6月から施行予定の中国改正専利法に関して、例えば新規導入された「部分意匠制度」等との整合が課題として残っているように見え、今後は「改修案第3弾」の可能性もある。

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

### 中国改定著作権法が通過

2020年11月11日に、中国改定著作権法が全人代第23回会議にて通過され、2021年6月1日より実施される。主な修正点は以下の通り。

- (1) 作品の定義及び類型の修正(新法第3条)
- (2) 著作権管理団体による運営および責任の範囲を規定(新法第8条)
- (3) 放送権の定義の修正(新法第10条)
- (4) 共同作品の権利運用範囲の規定(新法第14条)
- (5) 視聴作品の著作権帰属範囲の調整(新法第17条)
- (6) 演出家の職務演出における身分表示の権利、演出イメージ歪曲防止の権利を明確化(新法第40条)
- (7) 著作権(著作隣接件)の保護における技術的措置の関連規定を明確化(新法第

49、50 条)

(8)懲罰的損害賠償制度の導入＝違法所得の最大 5 倍 or 最大 500 万元(新法第 53、54 条;2014 商標法および 2020 改定専利法に同調)

[www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/272b72cdb759458d94c9b875350b1ab5.shtml](http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/272b72cdb759458d94c9b875350b1ab5.shtml)

### 台湾 「商標法部分条文の改正案」の審議が開始

2020 年 10 月 27 日に、「商標法部分条文の改正案」が台湾行政院へ送付され、審議に入った。今回の重要な改正案ポイントは下記の通り。

- ①商標早期審査制度の導入
- ②商標図形のうち功能的部分の権利範囲の明確化
- ③商標効力に拘束されない指向的合理使用、善意の先使用、権利消尽の含意の明確化
- ④先の権利の侵害を理由とする異議申立において、「判決確定事項」に基づく認定は、異議申立提出時を時間限界とする。

<https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-882687-e7103-1.html>

### 「双十一」商標をめぐる、アリババと京東が中国国家知的産権局を提訴

EC 系大手「京東」がアリババ社所有の商標「双十一」に対して提起していた「三年不使用取消審判」の審判結果(一部取り消し)に不服として、両社とも中国国家知的産権局を相手に北京知財裁判所で提訴した。アリババ社提供の「証拠」が当該商品/役務の使用証明になり得るかが今回の争点という。

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1682961354842991876&wfr=spider&for=pc>

※「11月11日」小話※

「双十一」(ダブル 11)は、アリババ社が国民消費を促すために 2009 から発起した商戦イベントである。もともと 11 月 11 日は独身の日(シングルデー)を意味するが、現在では 11 月 11 日に行われる全国規模の電子取引商セールを指す。なお、中国語には、子孫繁栄を象徴する生い茂る大樹と対照的に枝や葉を持たない丸太にちなんで、「光棍(つるつるスティック)」という独身者を指すスラング表現がある。数字「11」は「シングル」の含意は勿論だが、形状としてスティック等に似ており、「光棍」とのスラング表現に結びつけられたとの一説もある。

## 社会

### 第 12 回中国国際特許技術・製品取引フェアが開催

11 月 11 日～13 日に中国大連で第 12 回中国国際特許技術・製品取引フェアが開催される。今回の国際特許技術・製品取引フェアは、展示会を含むキャンペーン活動が 11 月末まで続く

とされる。前回では 30 以上の国(地域)からの 1 万社余りの企業が参加し、約 10 万件の特許技術・製品が出展され、業界の来場者が延べ 100 万人を超えたという。

国際特許技術・製品取引フェアの開催は、今回をきっかけに「2 年に 1 回」から「毎年 1 回」に変更され、開催地として大連市が指定された。

<https://new.qq.com/rain/a/20201109A0ASO500>

### 世界インターネット論壇会が開催

世界インターネット発展論壇会が 11 月 23 日から 24 日の期間に中国浙江省の烏鎮で開催される。コロナ禍のさなかで、今年の「論壇会」は規模が縮小され、参加形式がオンラインやオフラインに変更された。また、量子コンピューティング、衛星インターネット、先端 IC チップ、AI、5G などの技術および応用に関する研究成果が含まれた「中国インターネット発展報告 2020」、「世界インターネット発展報告 2020」が紹介される予定。

[ip.people.com.cn/n1/2020/1103/c136655-31916684.html](http://ip.people.com.cn/n1/2020/1103/c136655-31916684.html)

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK**

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

中国支援室長 : 孫 欧 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

**【免責事項】**

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

**【無断複製・転載禁止】**

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

**【ウェブサイト・facebook】**

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。